

岡山県建設副産物対策推進ガイドライン

平成 29 年 1 月 策定

岡山県土木部

目次

1. 本ガイドラインの位置づけ	
(1) ガイドライン策定の背景と目的	2
(2) ガイドラインの対象	3
(3) ガイドラインのフォローアップ	3
2. 中期的に目指すべき方向性	
(1) 主要課題	4
(2) 目標設定	5
3. 建設リサイクル推進のために取り組む施策	
(1) リサイクル取り組み状況の把握	7
(2) 関係者の連携強化	7
(3) 理解と参画の推進	8
(4) 発生抑制の推進	8
(5) 現場分別の促進	9
(6) 再使用、再資源化・縮減の促進	9
(7) 適正処理の徹底	10
(8) 再生資材等の有効利用	11

1. 本ガイドラインの位置づけ

(1) ガイドライン策定の背景と目的

①背景

天然資源が極めて少ない我が国が持続可能な発展を続けていくためには、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が有効に利用・適正処分される「循環型社会」を構築していくことが引き続き必要とされている。

「循環型社会形成推進基本法」や「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」、国の機関で定めた「リサイクル原則化ルール」等を踏まえた、国土交通省の「建設リサイクル推進計画」策定を受け、岡山県(以下、県という)では、県土木部発注の公共工事を主な対象として「岡山県建設副産物対策推進計画(おかやまりサイクルプラン)」を策定し、建設副産物対策を行ってきたところである。

その結果、県土木部発注の公共工事における建設廃棄物の再資源化・縮減率は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設汚泥の3品目で100%、建設発生木材で99.8%(平成27年度(2015年度)実績値)となり、「岡山県建設副産物対策推進計画(おかやまりサイクルプラン2012)」(直近の計画。以下、「リサイクルプラン2012」という)による目標値をおおむね達成し、取り組みの成果が現れている。今後はこの高い水準を維持し、更なる再資源化・縮減を促進するために取り組みを徹底していくことが求められる。

また、不法投棄に関しては、環境省が公表している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」によると、全体としてかなり減少してきており、適正処理の徹底が図られてきているものと評価できるが、不法投棄量・不適正処理量の約75%(平成24年度(2012年度))を建設系廃棄物が占めていることから、引き続き適正処理の推進が求められる。

さらに、今後、社会資本の維持管理・更新時代の到来等により、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、発生抑制、再資源化・縮減、再生資材の利用促進及び建設発生土の有効利用等を更に図っていく必要がある。

②ガイドラインの目的

以上のような状況を鑑みて、中国地方建設副産物対策連絡委員会(注)では、中国地方における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「中国地方建設リサイクル推進計画 2015」が策定されたところである。

県においては、「リサイクルプラン 2012」で設定した再資源化・縮減率の目標値がおおむね達成されている状況にあることから、建設リサイクルの水準向上のためにこれまで目標年度を定め策定してきた“推進計画(おかやまりサイクルプラン)”に代わり、引き続き県が推進する建設副産物対策の指針として、“ガイドライン”を策定するものである。

(注) 国土交通省中国地方整備局長を委員長とし、中国地方整備局、農林水産省中国四国農政局、経済産業省中国経済産業局、中国地方の県及び政令指定都市の土木建築関係部局長、民間公益企業及び建設関係業界団体の支部長等を委員とする委員会。(事務局：中国地方整備局企画部技術管理課)

(2) ガイドラインの対象

本ガイドラインは県土木部が発注する工事を対象とする。

(3) ガイドラインのフォローアップ

①実施方法

本ガイドラインに示した目標の達成状況は、国土交通省が行う建設副産物の実態調査等によりフォローアップを行う。

なお、再資源化・縮減の目標達成状況等を踏まえ、必要な措置を講じるものとする。

②ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、フォローアップの結果や社会経済情勢の変化、「建設リサイクル推進計画」(国土交通省)及び「中国地方建設リサイクル推進計画」(中国地方建設副産物対策連絡委員会)の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2. 中期的に目指すべき方向性

(1) 主要課題

①将来的な建設副産物の発生量の増加への対応

我が国では、昭和 30 年代から 40 年代にかけての高度成長期に大量の社会資本や住宅・建築物が建設された。今後、建設後 50 年以上経過する社会資本や住宅・建築物の割合が急増することが見込まれ、これらの更新・解体工事の増加に伴う建設副産物の発生量の増加が想定されるため、再生資材について、より一層の利用を図る対策が必要である。

また、これまでの建設リサイクル推進に関する各種施策等により、建設廃棄物の最終処分量が大幅に減少するなど、建設リサイクルについては相当の成果が上がっており、今後は、現在の建設リサイクルの水準を維持するための方策を継続する必要がある。

さらに、社会資本の老朽化に伴う維持管理・更新型工事の増大に対しては、新たな建設リサイクルの対応も求められることとなる。

②地域ごとに異なる建設リサイクルに係る課題

これまでの建設リサイクル推進対策は、再資源化率などの向上といった取り組みが主体であり、その結果として建設リサイクルの水準は相当のレベルまで上昇している。しかし、地域ごとに異なる建設リサイクルの課題も顕在化しつつあり、こういった状況を踏まえ、地域ごとに生じている課題を、関係機関で把握し、解決していくことが今後益々必要になってくる。

(2) 目標設定

本ガイドラインでは、「リサイクルプラン 2012」において、国より高い目標設定とした品目について、同プランにおける実績を鑑み、引き続き再資源化率・縮減率 100%あるいは再利用率 100%を目指すものとし、加えて、建設混合廃棄物について、分別や再資源化・縮減の促進により、最終処分量の更なる抑制に取り組むこととする。

○アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

【再資源化率 目標値 100%】

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊とも「リサイクルプラン 2012」の平成 27 年度(2015 年度)目標値 100%に対して、同年度実績値 100%と、目標を達成していることから、引き続き、100%を目標として設定する。

○建設発生木材

【再資源化・縮減率 目標値 100%】

再資源化・縮減率は、「リサイクルプラン 2012」の平成 27 年度(2015 年度)目標値 100%に対して、同年度実績値 99.8%と高い目標達成率となったことから、引き続き、100%を目標として設定する。

なお、再資源化率については、建設発生木材の排出形態は様々であり、その形態によっては再資源化が困難な場合があることから、数値目標としては、最終処分量を抑制するための指標である再資源化・縮減率で一元的にみる。

○建設汚泥

【再資源化・縮減率 目標値 100%】

再資源化・縮減率は「リサイクルプラン 2012」の平成 27 年度(2015 年度)目標値 100%に対して、同年度実績値 100%で目標を達成しているが、平成 26 年度(2014 年度)実績値では目標値を大きく下回るなど、取り組みの徹底が必要である。このため、引き続き 100%を目標として設定する。

○建設混合廃棄物

建設混合廃棄物については、建設廃棄物としての排出が抑制されるよう分別の徹底を図るとともに、再資源化・縮減に努め、最終処分量の抑制を図ることとする。

○建設発生土

【建設発生土等利用率 100%】

建設発生土等利用率については、引き続きリサイクル原則化ルールに基づき発生抑制、現場内利用、工事間利用を推進し、利用率 100%を目指すものとする。

これまでの取り組みの実績と本ガイドラインにおける目標

対 象 品 目		平成 27 年度 (2015 年度) 実 績	目 標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	100%	100%
コンクリート塊		100%	100%
建設発生木材	再資源化・縮減率	99.8%	100%
建設汚泥		100.0%	100%
建設発生土	建設発生土等利用率	95.1%	100%

注：目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する、工事間利用された量(再使用量)と再資源化された量(再生利用量)の合計の割合

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊： $(再使用量 + 再生利用量) / 排出量$

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する、工事間利用された量と再資源化された量及び縮減された量(減量化量)の合計の割合

建設発生木材： $(再使用量 + 再生利用量 + 熱回収量 + 焼却等減量化量) / 排出量$

建設汚泥： $(再使用量 + 再生利用量 + 脱水等減量化量) / 排出量$

<建設発生土等利用率>

- ・土砂の総利用量※に対する建設発生土利用量(土質改良を含む)の割合

建設発生土： $建設発生土利用量(土質改良を含む) / 土砂利用量※$

※新材を利用せざるを得ないもの(例：植生対象基盤、公園・緑地・宅地等の表土、河川内の表土、その他工事の仕様・適用基準により新材が指定されている場合等)を除く。

3. 建設リサイクル推進のために取り組む施策

「岡山県建設副産物対策推進計画（おかやまりサイクルプラン）」により、建設副産物の再資源化・縮減率等は着実に向上した。しかし、これらの取り組みの中には中長期的に推進していくべきものもあり、あわせて一部改善すべき点も見受けられたことから、今後、更なる建設リサイクルを推進していくため、以下の取り組みについて引き続き実施していくことが重要である。

(1) リサイクル取り組み状況の把握

[主要課題]

建設資材には様々な原材料が含まれており、それは資材製造者によっても異なる場合がある。再資源化に際しては、建設資材の特性や原材料の性状に応じたリサイクル技術を用いる必要があるため、建築物等の使用材料、資材製造者等に関する情報が重要となる。

また、地域ごとに異なる建設リサイクルの課題について、各地域の課題を十分把握した上で資源循環の促進を図る必要がある。

[主要な実施施策]

関係者の協力を得ながら、県内における建設副産物の実態を定期的に調査し、建設リサイクルの取り組み状況の成果を把握する。

(2) 関係者の連携強化

[主要課題]

建設リサイクルの取り組みについては、発注者、資材製造者、設計者、施工者、廃棄物処理業者など関係者が非常に多岐にわたっており、さらに、他産業との間でも再資源化製品のやりとりがなされている。今後とも、これら関係者間で情報交換や意思の疎通を行い、各事業者の役割分担を明確にし、他の環境施策との連携を強化していくことが必要である。

また、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさを考慮した設計、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促進していくことが必要である。

[主要な実施施策]

- ①建設リサイクル各種施策における関係者との連携の推進を図るとともに、建設発生土情報交換システム・建設副産物情報交換システムの活用により情報共有を強化する。
- ②工事段階におけるリサイクル原則化ルールの徹底を図るとともに、設計段階でライフサイクルコストに留意しつつ、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促進する。

(3) 理解と参画の推進

[主要課題]

建設リサイクルの取り組みは、社会資本整備を通じて国民生活を支える一方で、不適切な取り組みは生活環境等に深刻な影響を与えることになる。このため、建設リサイクルの推進にあたっては、取り組み状況の把握に努めるとともに、建設現場で実際に作業を行う者等に対して建設リサイクルへの理解を深めてもらう必要がある。

[主要な実施施策]

- ①関係者と連携し、建設リサイクルに関する講習会や研修を継続的に実施する。
- ②関係者の協力を得ながら、県内における建設副産物の実態を定期的に調査し、建設リサイクルの取り組み状況の成果を把握する。(再掲)

(4) 発生抑制の推進

[主要課題]

発生抑制のためには、長く使い続けることが重要な対策となることから、社会資本などの長寿命化に加え、建築物等の機能劣化に対応した既存ストックの有効活用を推進することが必要である。

また、発生抑制に関しては事業の計画・設計段階での対応が効果的であることから、工事前の段階における発生抑制の検討を推進する必要がある。

[主要な実施施策]

- ①各社会資本の長寿命化を図ることが結果として建設副産物の発生抑制にも通じることから、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進する。
- ②事業の計画・設計段階での発生抑制対策の検討徹底を推進する。

(5) 現場分別の促進

[主要課題]

分別解体や現場分別については、関係者の意識の低さから取り組みが十分でない場合がある。特に、解体工事においては、使用されている建設資材の特性等を把握した上で、適切な手順により分別解体を行うことが必要である。

また、適正な分別解体の実施を確保するための対策を行うことも必要である。

[主要な実施施策]

- ①解体工事現場での作業内容の透明性を確保し、施工の適正化を引き続き促進する。
- ②引き続き適正な分別解体の実施を確保するための現場監督等に努める。

(6) 再使用、再資源化・縮減の促進

[主要課題]

各品目の再資源化・縮減を促進するためには、引き続き資源有効利用促進法や建設リサイクル法、建設リサイクルに係る各種指針等に基づいて、それぞれの課題を踏まえて対策を実施する必要がある。

なお、建設発生土については、場外搬出量が土砂利用量を大きく上回り、供給過多の状態にあることから、地域の実情に応じた需給バランスの改善を図るための取り組みが必要である。

[主要な実施施策] (品目別)

①アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

これらの品目については、すでに高い再資源化率を維持し、リサイクルプラン2012による目標を達成していることから、今後もこの水準を維持するための取り組みを徹底する。

②建設発生木材

- ・ C C A (クロム銅ヒ素系木材保存剤) 処理木材等の再資源化困難物については、他の建設廃棄物の再資源化の支障にならないよう現場分別を徹底する。
- ・ 再資源化困難物については、サーマルリサイクルによる縮減を促進する。

③建設発生土

- ・ 建設発生土の発生抑制を進め、需給バランスの改善を図る。
- ・ 建設発生土の公共工事間利用について、建設発生土情報交換システムの利用による積極的な利用調整に努める。
- ・ 公共工事間利用ができなかった建設発生土については、ストックヤードを活用した再使用を検討する。
- ・ 公共工事間利用及び再利用ができない場合には、公共残土センターや改良土プラントを活用した有効利用を図る。

④建設汚泥

岡山県エコ製品に認定された改良土や再生処理土、流動化処理土については、利用用途に応じて適切に利用する。

⑤建設混合廃棄物

建設混合廃棄物については、建設廃棄物としての排出が抑制されるよう分別の徹底を図るとともに、再資源化・縮減に努め、最終処分量の抑制を図る。

(7) 適正処理の徹底

[主要課題]

不法投棄をはじめとする建設廃棄物の不適正処理を防ぐためには、不適正処理が起こる要因を可能な限り排除していくことが必要である。

また、非飛散性石綿含有建材や C C A 処理木材、P C B 廃棄物等については、他の建設廃棄物の再資源化の支障とならないよう、適切な処理を行うことが必要である。

自然由来の重金属等を含む土砂等については、浄化等処理後の土砂の利用も含め、適正な取り扱いを事業者に促すことが必要である。

[主要な実施施策]

関係機関が連携して、建設業者による不法投棄、不適正処理を抑制するため、指導・監督を徹底する。

(8) 再生資材等の有効利用

[主要課題]

産業廃棄物を原材料とする再生資材の利用促進にあたっては、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保や、廃棄時の再リサイクル性についての確認が重要である。また、仮に、再生資材が新材に比べて品質が劣っていても、利用用途に応じて活用が可能であれば、適材適所で利用を促進することが必要である。

[主要な実施施策]

資材利用にあたっては、改良土等の岡山県エコ製品に認定された資材について引き続き利用促進に取り組む。